

項 目	棚下照明器具の電源接続器の取扱いについて
1 内容	<p>この棚下照明器具には、コンセントに接続する電源コードがなく、電源の引き出し線に器内配線用のコネクタが取り付けられている。設置に当たって、対応するコネクタを備えた電源コードセットを用いてコンセントに接続するか、又は、屋内配線の末端に対応するコネクタで処理して接続し、電力を供給する。本体に引き出し線とコネクタ接続部を格納する収納部を備えているが、収納部の蓋は工具等を用いなくても開閉できる。</p> <p>(質問1)</p> <p>この棚下照明器具に「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈（平成25年 20130605商局第3号）」別表第八を適用する場合、電源の引き出し線とコネクタ接続部が棚下照明器具の収納部に格納されるので、当該コネクタは器内配線用の接続器とみなされ、別表第八1（3）ヌの規定が適用されないものとして取り扱ってよいか。</p> <p>(質問2)</p> <p>棚下照明器具とコンセントを連結する電源コードセットは、棚下照明器具の一部と解釈し、電源コードセットそのものは電気用品安全法の対応（届出、PSE表示等）が必要ないと考えてよいか。</p>
2 回答	<p>(1) 棚下照明器具の電源コネクタ</p> <p>電源の引き出し線とコネクタ接続部は、その収納部の蓋が工具等を用いなくても開閉できるので、器内配線とはみなせません。このため、当該コネクタは、使用者が着脱できる接続器とみなされますので、別表第八1（3）ヌに規定する部品又は附属品としての接続器の規定が適用されます。ただし、工具等を用いて設置される棚下照明器具であって、設置した後に収納部の蓋が開閉できなくなるもの（例えば、収納部の蓋が壁面等に密着させられる構造のもの）は、工具等を用いなければ収納部を開閉できない構造のものであり、収納部に格納される電源の引き出し線とコネクタ接続部は器内配線とみなせるため、別表第八1（3）ヌの規定は適用されません。</p> <p>(2) 電源コードセット</p> <p>電源コードセットについては、条件に応じて「電気用品の取扱いについて（内規）（平成16・03・11原院第1号）」が適用されますので、ご確認ください。</p>